

資 料

訳注 旧唐書刑法志 (一) (未定稿)

内 田 智 雄

一、底本は武英殿本芸文印書館景印を用いた。

一、原文の校合に用いたものは、百衲本二十四史所収の常熟瞿氏鉄琴銅劍樓藏宋刊本景印である。殿本との異同を示す「校」の欄には、「百衲本」の略称を用いた。

一、原文の文字の異同については、百衲本のほかに旧唐書、六典、通典、唐会要、太平御覽、冊府元龜、新唐書刑法志、資治通鑑、唐大詔令集、玉海その他を参照し、また羅士琳等撰の旧唐書校勘記を参考とした。然し、底本とした殿本によつて読解が可能なかぎり、それによることを原則としたので、上記の諸書に見られる文字の異同は、それをいちいち列記するの煩を避け、特記すべき異同のみを「校」あるいは「注」として記載した。

一、この訳注は、平中才次、森三樹三郎、守屋美都雄、日原利国の諸氏の協力のもとに行なつたものであるが、なお未定稿の域を脱しない。他日の訂正修補を期している。

古之聖人、爲人父母、莫不制禮以崇敬、立刑以明威、防閑於未然、懼爭心之將作也、故有輕重二典之異、  
宮墨五刑之差、度時而施宜、因事以議制、大則陳之原野、小則肆諸市朝、以禦姦宄、用懲禍亂、興邦致

理、罔有弗由於此者也、

校(+)二。百衲本には「三」に作る。いまこれに従つて訳した。

いにしえの聖人は、民の父母たる君主として、礼を定めて敬を崇び、刑を設けて威を明らかにしないものはなかつた。このようにして、事を未然に防止しようとしたのは、争いの心が起ころうとするのをおそれたからである。そこで、輕典・重典など三種類の刑法があり<sup>①</sup>、宮刑・墨刑など五等級の刑があつて<sup>②</sup>、時勢を推しはかつて適宜な法を施し、犯罪の内容に即して刑を議して定め、大刑の場合にはその屍を野原にさらし<sup>③</sup>、小刑の場合には市場や朝廷にさらして、姦惡な行為を防ぎとどめ、禍乱の生じないように戒めた。およそ国を興し治世をもたらすには、この道によらないものはないのである。

### 注

① 輕典・重典など三種類の刑法があり。

周礼秋官大司寇に、「大司寇の職は、邦之三典を建て、以て王を佐けて、邦國を刑し、四方を詰するを掌る。一に曰く、

新國を刑するに輕典を用ふ、二に曰く、平國を刑するに中典を用ふ。三に曰く、亂國を刑するに重典を用ふ。」とある。

② 宮刑・墨刑など五等級の刑があつて。

周礼秋官司刑に、「司刑は五刑の法を掌り、以て萬民の罪を

麗く、墨罪五百、劓罪五百、宮罪五百、刖罪五百、殺罪五百」とある。

③ 大刑の場合にはその屍を野原にさらし、小刑の場合には市場や朝廷にさらして。

國語魯語上に、「大刑は甲兵を用ひ、其の次は斧鉞を用ひ、中刑は刀鋸を用ひ、其の次は鑽笮を用ひ、薄刑は鞭扑を用ひ、以て民を威すなり。故に大なるものは之を原野に陳し、小なるものは之を市朝に致す」とある。

暨淳朴既消、澆僞斯起、刑增爲九章、積三千、雖有凝脂次骨之峻、而錐刀之末、盡爭之矣、自漢迄隋、世有增損、而罕能折衷、隋文帝參用周齊舊政、以定律令、除苛慘之法、務在寬平、比及晚年、漸亦滋虐、煬帝忌刻、法令尤峻、人不堪命、遂至於亡、

淳朴の氣風が消滅し、輕薄虚偽のならわしが生ずるようになると、刑は増加して九刑<sup>①</sup>となり、法律の条項は三千条にのぼつた<sup>②</sup>。このように、凝り固まつた脂<sup>あぶら</sup>のように緻密で、骨身にしみるような峻厳な法があつても、錐<sup>きり</sup>の先ほどの些細なことまで、法の解釈をめぐつていちいち争うようになった。漢から隋に至るまで、世々法の改訂増減が行なわれたが、適切な取捨選択を行なつて妥当なものとすることはできなかつた。隋の文帝は、北周・北齊の制度を取り入れ、律令を制定し、苛酷殘忍な法を取除き、努めて寛大公正を旨としたが、晩年になると、次第にまた残虐さを加えた<sup>⑤</sup>。煬帝はそねみ深く刻薄で、法令は峻厳をきわめ、民はお上の命令に服従しきれなくなつて、国はついに滅亡するにいたつた。

## 注

## ① 九刑。

周の衰世に作られた刑法典とされ、韋昭は正刑五に、流刑、

贖刑・鞭刑・朴刑の四を加えたものとしている。

## ② 法律の条項は三千条にのぼつた。

書經呂刑に「五刑の屬三千」と見える。訳注中國歷代刑法

志、二三頁および注④参照。

## ③ 隋の文帝。

581-604. 訳注隋書刑法志(四)、一三二頁、注②参照。

周の衰世に作られた刑法典とされ、韋昭は正刑五に、流刑、

贖刑・鞭刑・朴刑の四を加えたものとしている。

## ④ 北周・北齊の制度を取り入れて、律令を制定し。

隋の文帝が北周(556-581)や北齊(550-577)の法制を採択し

た概要是、訳注隋書刑法志(四)、一一〇-一二二頁参照。

## ⑤ 煬帝。

604-617. 訳注隋書刑法志(八)、九八頁注①参照。

高祖初起義師於太原、即布寬大之令、百姓苦隋苛政、競來歸附、旬月之間、遂成帝業、既平京城、約法爲二十條、惟制、殺人劫盜、背軍叛逆者死、餘並蠲除之、及受禪、詔納言劉文靜、與當朝通識之士、因開皇律令、而損益之、盡削大業所由煩峻之法、又制五十三條格、務在寬簡、取便於時、

唐の高祖<sup>①</sup>は、初め義軍を太原<sup>②</sup>に起こすと、ただちに寛大な法令を施行した。民は隋の苛酷な政治に苦しんでいたので、わざきに帰服してきて、短日月の間に、帝王の業をなしとげた。かくて都の長安を平げると、法を簡約にして二十条<sup>③</sup>となし、ただ、殺人・強盜・背軍・叛逆<sup>④</sup>は死刑とし、その他はすべて免除することにした。帝位を譲りうけると、納言の劉文靜<sup>⑤</sup>に詔して、当代の有識の人士と共に、開皇の律令<sup>⑥</sup>に準拠しつゝ、増減を加え、大業の時代に行なわれていた煩瑣峻厳な法をことごどく除くとともに、また五十三条の格を制定したが<sup>⑦</sup>、寛大かつ簡略を旨とし、時勢に適合するようにした。

### 注

① 唐の高祖。

姓は李、名は淵、字は叔德、隴西狄道の人。西涼の太祖<sup>高祖</sup>

の七世の孫という。唐国公を襲爵し、隋に仕えて太原留守となり、のち隋末の乱を平げて天下を統一し、國を唐と号して長安に都した。武徳九年（626）に位を太子世民に譲つて、自らは太上皇となり、貞觀九年（635）に年七十で没した（在位 617-626）。

② 太原。

今山西省太原。

③ 二十条。

通典（卷一六五・一七〇）・会要（卷三九）・御覽（卷六二八）・冊府（卷六一二）・新唐書刑法志・玉海（卷六六）は、すべて「十  
二條」を作る。

④ 背軍。

軍隊から逃亡することをいうのであろう。

(5) 叛逆。  
国家に叛いて反乱を起すこと。

(6) 帝位を譲りうけると。

唐の高祖が隋の恭帝から位を譲り受けたのは、義寧二年  
(618) すなわち武徳元年のことである。

(7) 納言。

侍中のこと。門下省の長官。隋のとき侍中を改めて納言二人をおき、煬帝の大業十二年(616)に納言を侍内に改め、唐初にまた納言に復し、武徳四年(621)にまた侍中と改めて二人をおいた。納言の職は帝命を出納し、天子を補佐して政務を統べ、中書令とともに事實上の宰相の任であった。

(8) 劉文靜。

字は肇仁、自らは彭城の人と称した。隋末に晉陽の令となり、晉陽宮監の裴寂と結んで高祖に挙兵を勧め、功によつて大丞相府司馬となり、魯国公に封ぜられた。高祖即位ののち納言となり、唐朝草創の際に法令を制定した。のち民部尚書となつたが、いつもその地位が裴寂の下にあるのを不満として、しばしば怨言を吐いた。そのため謀反の志ありとして高祖に殺されその家は籍没せられた。時に年五十三。

(9) 納言の劉文靜に詔して。

会要(卷三九)はこれを武徳元年六月一日の詔としている。

(10) 開皇の律令。

開皇律は開皇元年に高頬らによって撰定せられ、三年に蘇威・牛弘らによって修定せられた、十二卷。令は開皇二年高頬らによって撰定せられた、三十卷。

(11) 大業の時代に行なわれていた煩瑣峻厳な法をことごとく除く。

隋の煬帝は、大業三年に、十八篇からなる大業律を定めたが、それは開皇律より寛大なものであった。然しその後、法律は次第に峻厳となり、大業九年には竊盜でも斬刑、その家族は籍没と改められ、晩年には鞭撻・梶首の刑も行なわれた。刑法志の「大業由る所の煩峻の法」とは、この頃のことをさしていつたものであろう。大業は 605-617。なお訳注隋書刑法志(八)、一〇一一二頁参照。

(12) また五十三条の格を制定した。

原文には「又制五十三条格」とあって、これによると、高祖は開皇律令を損益してそれを踏襲するとともに、また別に五十三条の格を制定したことになる。然るに通典(卷一七〇)には、「因開皇律令而損益之、盡刪大業苛慘之制五十三條」とあり、この五十三条は大業苛慘の制であつて、これは刑法志の記述と基本的に異なつてゐるわけである。さらには五十三条としたということになる。たゞし会要には「格」の字がない。

なお刑法志後文の「惟正五十三條格、入於新律」の注<sup>(16)</sup>

(本稿、一〇一頁)を参照。

尋又勅尙書左僕射裴寂、尙書右僕射蕭瑀、及大理卿崔善爲、給事中王敬業、中書舍人劉林甫、顏師古、王孝遠、涇州別駕靖延、太常丞丁孝烏、隋大理丞房軸、上將府參軍李桐客、太常博士徐上機等、撰定律令、大略以開皇爲準、于時諸事始定、邊方尙梗、救時之弊、有所未暇、惟正五十三條格、入於新律、餘無所改、至武德七年五月奏上、

ついでまた、尚書左僕射の裴寂<sup>(1)</sup>、尚書右僕射の蕭瑀<sup>(2)</sup>、および大理卿の崔善爲<sup>(3)</sup>、給事中の王敬業<sup>(4)</sup>、中書舍人の劉林甫<sup>(5)</sup>、顏師古<sup>(6)</sup>、王孝遠<sup>(7)</sup>、涇州別駕の靖延<sup>(8)</sup>、太常の丞の丁孝烏<sup>(9)</sup>、隋の大理の丞の房軸<sup>(10)</sup>、上將府參軍の李桐客<sup>(11)</sup>、太常博士の徐上機<sup>(12)</sup>に詔して、律令を撰定させた。<sup>(13)</sup>その大要は、開皇の律令に準拠したものである。當時、諸事みな定まつたばかりで、四辺はなお治まっていなかつたので、時世の弊害を救うだけの余裕がなかつた。そこで、ただ五十三条の格を正式のものとし、新律に組み入れたのみで、そのほかは改めるところがなかつた。そしてこれを、武德七年五月になつて奏上した。

## 注

① 尚書左僕射。

尚書省の長官を尚書令といい、次官に左・右僕射各一人があつた。

② 裴寂。

字は玄真、蒲州桑泉の人。隋の時に晉陽宮副監となり、太原留守であつた唐の高祖に挙兵を勧めてこれを助けた。唐の高祖即位ののち尚書右僕射、武德四年に左僕射、九年に

司空となつた。貞觀の初に罪に坐して静州に流され、のち赦されて没した。時に年六十 (569-629)。

(3) 蘭瑞。

字は時文、後梁の明帝の子。初め隋に仕えて河池郡守となつたが、唐の高祖が長安に入ると、郡を挙げてこれに帰し、宋國公に封ぜられ民部尚書となつた。高祖の信任特に篤く、庶政悉くに関与した。王世充討滅の功によつて尚書右僕射となり、太宗が即位して尚書左僕射に遷つたが、漸く疎ん

ぜられるようになり、しばしば廢せられまた起用せられ、貞觀末年に年七十四で没した (574-647)。

(4) 大理卿。

古の廷尉の官。大理寺の長官、獄訟・刑罰のこととを掌つた。

(5) 崔善為。

貝州武城の人。隋の文帝のとき樓煩郡の吏となり、そのとき太守であつた後の唐の高祖に礼遇せられ、密に高祖に举兵を勧めた。武徳中に内史舍人、尚書左丞を経て、貞觀中に大理、司農卿となり、のち秦州刺史となつて没した。

(6) 給事中の王敬業。

給事中は、常に宮中にあつて天子の左右に侍して奏事を掌つたのでこの称がある。門下省に属し、百官の奏事を始め、制勅、大獄、遣使、文武六品以下の任命などをその職とした。

王敬業の伝は未詳。

(7) 中書舎人の劉林甫。

中書舎人は天子の詔誥制勅および璽書のことを掌つた。唐初には内史舎人といつたが、武徳三年に中書舎人と改めた。劉林甫は魏州觀城の人、祥道の父。武徳の初め内史舎人となり、蘭瑞らと律令を選定し、律議万余言を作り、のち中書侍郎・樂平県男、貞觀の初めに吏部侍郎となつて、貞觀三年 (629) に没した。

(8) 顏師古。

雍州万年人、名は籀、之推の孫。隋の仁寿中に尚書左丞、唐の高祖のとき中書舎人なつて専ら機密を掌り、当時の制詔は悉く師古の手になつたという。太宗のとき中書侍郎を経て、秘書監・弘文館学士となり、貞觀十九年に年六十五で没した (581-645)。彼は勅命を受けて五經の定本を作り、また漢書の注釈を著した。

(9) 王孝遠。

その伝は未詳。

(10) 涇州別駕の靖延。

涇州は甘肅省涇川県の地。州には刺史の下に別駕・長史・司馬各一人があり、通じてこれを上佐といつた。

靖遠の伝は未詳。

(11) 太常の丞の丁孝烏。

太常寺の丞は、卿・少卿に次ぐ官、定員は二人。太常寺は邦國の礼樂・郊廟・社稷のことを掌つた。

丁孝烏の伝は未詳。

(12) 大理の丞の房軸。

大理の寺の丞は、卿・少卿・正に次ぐ官、定員は六人。  
房軸の伝は未詳。

(13) 上将府参軍の李桐客。

上将府参軍は天策上将府参軍のこと。太宗李世民は武徳四年に天策上将の号を加えられ尚書令となつた。旧唐書李桐客伝に、秦王府法曹参軍になるとあるのは、天策上将府法曹参軍のことである。

李桐客は冀州衡水の人。初め隋に仕えて門下錄事となり、隋が亡んだのち、太宗に召されて秦王府の法曹参軍となり、貞觀の初に通州巴州の刺史を歴任して没した。

(14) 太常博士の徐上機。

太常博士は太常寺の属官、定員は四人。その職は宮廷の儀式、祭祀、誅謫、陵廟のことなどを掌るにあつた。

徐上機の伝は未詳。

(15) 尚書左僕射の裴寂、……太常博士の徐上機らに詔して、律令を撰定させた。

刑法志が武徳律令の撰者として記するところの氏名・官職・人数等は、会要・新唐書高祖紀のそれと若干異なつてゐる。会要(卷三九)には「仍令尚書令左僕射裴寂・吏部尚書

殷開山・大理卿郎楚之・司門郎中沈叔安・内史舍人崔善爲等、更撰定律令、十二月十二日、又加内史令蕭瑀・禮部尚書李綱・國子博士丁孝烏等、同修之」とあり、新唐書高祖紀には、「又詔僕射裴寂等十五人、更撰律令」とある。

(16) ただ五十三条の格を正式のものとし、新律に組み入れた。

原文には「惟正五十三條格、入於新律」とあって、これによると五十三条の格は、新律中に律として編入せられたもののように解される。然るに新唐書刑法志には、「凡律五百、麗以五十三條」とあり、また新唐書芸文志にも、「以五十三條附新律」とあり、五十三条の格は、格として新律に付属せられたものの如くである。なお六典(卷六)には、「又除苛細五十三條」とあって、五十三条が格を意味するものとすれば、刑法志・通典・会要その他に記するところとまったく異なるわけであるが、そのもとづくところが明らかでない。

(17) 武徳七年五月。

「五月」は「三月」の誤りであろう。新・旧唐書高祖紀には、武徳律令の頒行を「四月庚子」としており、会要(卷三九)には「至七年三月二十九日成」としている。武徳七年は624年。

乃下詔曰、古不云乎、萬邦之君、有典有則、故九疇之敍、興於夏世、兩觀之法、大備隆周、所以禁暴懲姦、弘風闡化、安民立政、莫此爲先、自戰國紛擾、恃詐任力、苛制煩刑、於茲競起、秦并天下、隳滅禮教、恣行酷烈、害虐蒸民、宇內騷然、遂以顛覆、漢氏撥亂、思易前軌、雖復務從約法、蠲削嚴刑、尙行趙醢之誅、猶設鎰鉞之禁、安民之道、實有未弘、刑措之風、以茲莫致、

校 ト 安。百衲本には「字」に作る。

そこで高祖は詔を下して次のようにいった。

「古のことばに『万邦の君、典あり則あり<sup>①</sup>』とある。この故に九疇<sup>②</sup>による秩序付けは、夏の時代に始まり、両觀の法<sup>③</sup>は、周の盛代に大いに備わったのである。暴惡を禁じ姦邪を懲らし、良俗を弘め教化を明らかにし、民を安んじ善政を打立てるものとしては、これより緊要なものはない。戦国の紛乱<sup>④</sup>以来、巧詐を頼み威力を頼むようになつたので、苛酷な制度や煩瑣な刑罰が、ここにおいて競い起つた。秦は天下を統一し、礼教を破壊し、思いのままに酷烈な政治を行なつて、万民をそこない<sup>したた</sup>虐げたので、天下は騷然となり、かくして秦はくつがえつてしまつた。漢王朝は戦乱を平定するや、前代の政治のやりかたを改めようと思い、努めて簡約な法を用い、厳しい刑罰を除き去ろうとしたが、なお趙醢<sup>しげひしゃ</sup>の誅を行ない、些細なことまで取締る禁令を設けていた<sup>⑥</sup>。民を安んずるの道は、まことに不十分であつて、刑はあつてもそれを用いないですむといった状態は、こうしたわけで実現できなかつた。

注

(3) 両観の法。

書経五子之歌篇のことば。孔伝によると、万邦の君とは天子のことで、典とは経籍、則とは法のことである。すなわち夏の禹王が天子であつたときには、天下を治めるための典章があり法則があつたという意。

(2) 九疇。

書経の洪範篇に、「天乃ち禹に洪範九疇をたまふ。彝倫の叙するところなり」とある。孔伝によると、夏の禹王が天から授かつた洪範九疇によつて、人間の履むべき常道が秩序づけられた、といふ意である。九疇とは天下を治める九つの大法で、一に五行、二に五事、三に八政、四に五紀、

五に皇極、六に三德、七に稽疑、八に庶徵、九に五福・六極である。

(4) 戰国の紛乱。

戰国は周の威烈王二十三年（403 B. C.）から秦の始皇帝の天下統一（221 B. C.）までをいう。

(5) 漢王朝は戰乱を平定するや。

漢の高祖が天下を平定したのは 202 B. C. である。

(6) 些細なことまで取締る禁令を設けていた。

原文には「猶設錙銖之禁」とあるが、唐大詔令集（卷八二）には「猶設髡鉗之禁」とある。

爰及魏晉、流弊相沿、寬猛乖方、綱維失序、下凌上替、政散民凋、皆由法令湮訛、條章混謬、自斯以後、寓縣瓜分、戎馬交馳、未遑典制、有隋之世、雖云釐革、然而損益不定、疎舛尚多、品式章程、罕能甄備、加以微文曲致、覽者惑其淺深、異例同科、用者殊其輕重、遂使姦吏巧詆、任情與奪、愚民妄觸、動陷羅網、屢聞釐革、卒以無成、

さらに魏晉の時代になつて、前代からの弊風はそのまま踏襲せられ、政治の寛嚴はその宜しきを失し、國の綱紀は

紊乱し、下は上をしのぎ、上はその権威がおとろえ、政治は乱れて民は疲弊した。これはみな、法令がその本来の姿を失ない、法の体系が混乱したことによるものである。これから以後、天下は四分五裂し、軍馬は馳せかい、典章制度を整えるいとまがなかつた。隋の世になつて、改革を行なつたとはいへ、その改訂増減に一定の方針がなく、粗雑で理に合わぬところがなお多く、法の細則規定は整備することができなかつた。そればかりでなく、法文の表現が微妙でその趣旨が直截でなく、これを読む者はどの程度の刑罰に該当するかに惑い、また異なつた判決例が同じ科条に雜然ともられているので、これを適用する者がその取捨に迷い、その結果、人によつて刑の輕重を異にするありますであつた。そのため、姦吏が法を巧みにあやつて人を罪にひきあて、思いのままに刑を重くしたり軽くしたりし、無知な民が理由もないのに罪に触れ、往々にして法網にかかるという結果を招いた。また、しばしば法典改正のことが行なわれたとはいへ、ついに成功するにいたらなかつた。

## 注

## (1) 魏・晉の時代。

魏 (220-265)・西晉 (265-316)・東晉 (317-420)

## (2) 隋の世になつて。

高祖文帝 (581-604)・煬帝 (604-617) をさす。

## (3) また異なるた判决例が同じ科条に雜然ともされているので。

原文には「異例同科」とある。判决例がその事類によつて

分類せられることなく、同一科条中に混然と記載されているため、判决の際に以前の判决例を徵するのに、不便かつ誤りやすい状態にあることをいう。なお東觀漢紀の鮑昱伝に、「司徒辭訟、久者至數十年、比例輕重、非其事類、錯雜難知、易奏定辭訟比七卷、決事都目八卷、以齊同法令、息遏人訟」とあり、また晉書刑法志は鮑昱の刑制改革に関して、「集類爲篇、結事爲章」と記している(訳注中國歴代刑法志、九三頁)。原文の理解の資に供し得るであろう。

朕膺期受籙、寧濟區宇、永言至治、興寐爲勞、補千年之墜典、拯百王之餘弊、思所以正本澄源、式清流末、永垂憲則、貽範後昆、爰命羣才、修定科律、但今古異務、文質不同、喪亂之後、事殊曩代、應機適變、救弊斯在、是以斟酌繁省、取合時宜、矯正差遺、務從體要、迄茲歷稔、撰次始畢、宜下四方、卽令頒用、庶使吏曹簡肅、無取懸石之多、奏讞平允、靡競錐刀之末、勝殘去殺、此焉非遠、於是頒行天下、

朕は天命を受けて位につき、天下を安寧にし、至上の治世を実現しようと思い、寝ても覚めても心を労して、千年の永きにわたる衰制を整え、百代の久しきにわたる積弊を改めんとするものである。如何にすれば、根本を正し源を澄まして、その末流を清からしめ、法則を永遠に垂れ、規範を後世に遺すことができるかを思い、ここに多くの人材に命じて法律を改定させることにした。ただ、今と昔とでは時代の要請が異なつており、時世にも文華と質朴の相違があり、まして天下大乱の後のこととて、事情が昔時と異なるのであるから、機に臨み変に応ずることこそ、従来の悪弊をなくする道にほかならない。そこで、繁簡をよく斟酌して、時宜にかなつたものを採択し、誤れるものを矯正し、本領を得ることを旨とした。かくして、今にいたるまで歳月をかさねて、ようやくその撰定が完了した。よろしくこれを四方に下して、ただちに頒布施行させよ。これによつて役人たちは、簡易厳正を旨とし、徒らに膨大な裁判書類を取扱うことをよしとしなくなり<sup>①</sup>、奏讞も公正妥当に行なわれ<sup>②</sup>、錐刀の先ほどの些細なことまで競つて問題にすることがなくなるであろう。かの殘暴に打勝ち、刑殺を除くといった状態<sup>③</sup>も、遠い将来のことではない」と。  
かくして律令を天下に頒布施行した。<sup>④</sup>（未完）

## 注

① 徒らに膨大な裁判書類を取扱うことをよしとしなくなり。

原文の「無取懸石之多」とは、史記始皇本紀に「天下之事無小大、皆決於上、上至以衡石量書」とあるにもとづくことがらであるが、「懸石」の語は、漢書刑法志に、秦始皇

が、「専任刑罰、躬操文墨、晝斷獄夜理書、自程決事、日懸石之二」とあるにもとづいている。

② 奏讞も公正妥当に行なわれ。

奏讞は、地方や中央の官庁の裁判において、その罪名を決定しがたい場合、司法官はその罪名に該当すると思われる律令や判決例などとともに、自分の意見を具して天子に上奏して、その答報をまつ裁判手続のことである。そしてそれが公正妥当に行なわるとは、上記のように法体系が整

備せられた結果として、奏讞せらるべき事件のみが奏讞せられ、その必要のないものは、奏讞されなくなるという意であろう。

あるいはまた、奏讞に添えられる意見書の内容が、公正妥当なものであるという意にも解される。

③ 残暴に打勝ち、刑殺を除くといった状態。

論語の子路篇に、「子曰々、『善人、邦を治むること百年ならば、亦以て殘に勝ち殺を去るべし』」と、誠なるかな是の言」とある。訳注中国歴代刑法志、四九頁参照。

④ かくして律令を天下に颁布施行した。

旧唐書高祖本紀に「夏四月庚子、大赦天下、頒行新律令」とあり、武徳七年(624)四月のこととしている。